

# 徳島県情報公開審査会答申第77号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成20年9月12日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「環境保全協定に基づく平成20年度～平成19年度灰の有効利用に当ての報告書及び関連書類（〇〇）（環境管理・環境整備）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成20年9月26日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成20年10月6日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成20年11月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求める、というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分は不当であり、是正を求める。
- (2) 環境保全協定及び公害協定等で、新設及び増設する計画変更をするにあたっては、事業者から申請計画変更書類が提出されなければならない、それが無いというのはおかしい。また、無いで済ませられる問題ではない。
- (3) 環境保全協定（以下「協定」という。）第9条第2号において、「産業廃棄物の処理については、乙（〇〇株式会社及び△△株式会社をいう。以下同じ。）は、産業廃棄物の処理に関する計画書を作成し、又は処理方法等計画を変更（軽微な変更を除く。）とするときは、事前に甲（徳島県及び阿南市をいう。以下同じ。）と協議するとともに、産業廃棄物の種類ごとの発生量及び処理量について甲に報告する。」と規定されている。

県は、「平成18年11月21日付けで報告書が提出されて以来、新たな報告書の提出はされていない。」と主張しているが、検査及び指導管理監督する監督官庁が、報告書類を保有していないとする回答はおかしい。

現に、平成20年7月現在で、2万トンの製品を製造販売している施設であり、矛盾がある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

協定第9条第2号において、「産業廃棄物の処理については、乙は、産業廃棄物の処理に関する計画書を作成し、又は処理方法等計画を変更（軽微な変更を除く。）とするときは、事前に甲と協議するとともに、産業廃棄物の種類ごとの発生量及び処理量について甲に報告する。」と規定されている。

しかし、平成18年11月21日付けで報告書が提出されて以来、新たな報告書の提出はされていない。

したがって、本件請求に該当する公文書は保有していない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 基本的な考え方について

当審査会は、本件事案について、請求の対象となる公文書の不存在を理由とした本件処分が、条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

##### 2 認定した事実について

当審査会が、審議・調査の上認定した本件事案に係る事実は、以下のとおりである。

- (1) 平成7年2月8日、甲及び乙は、協定を締結した。
- (2) 協定は、環境の汚染等を未然に防止することにより、地域住民の健康保護、生活環境の保全及び自然環境の保全を図ることを基本理念とするものであり、徳島県生活環境保全条例第137条の規定に基づいて締結されたものである。  
協定第9条第2号には、上記第3-2-(3)に示すとおり規定されている。
- (3) 乙は、協定第9条第2号の規定に基づき、平成18年11月21日に、産業廃棄物の処理に関する計画を変更する報告書（以下「報告書」という。）を実施機関に提出している。  
その後、乙からの報告書の提出は無い。
- (4) 異議申立人が請求しているのは、平成19年度及び平成20年度における乙からの報告書及びそれに関連する書類である。したがって、上記(3)にかかる報告書より後に提出された報告書と、それに関連する書類が本件請求の対象となる公文書である。

### 3 本件処分の妥当性について

- (1) 上記2に示すとおり、最も直近に乙から提出された報告書は平成18年11月21日付けのものであり、平成19年度及び平成20年度については、乙からの報告書の提出は無い。これは、報告を必要とする計画の変更が無かったためと思料される。  
報告書が提出されていない以上、それにかかる公文書が作成又は取得されていないことは明らかである。
- (2) したがって、本件請求の対象となる公文書を実施機関が保有していないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断に、不自然・不合理な点はない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
-------	-----

平成20年11月14日	諮問
12月15日	実施機関からの理由説明書を受理
平成21年 1月 5日	異議申立人からの意見書を受理
6月22日	審議（第67回審査会）
7月24日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第68回審査会）
8月25日	審議（第69回審査会）